

(案)

理 由 書

鎌倉市のごみ処理施設に関する方針については、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「ごみ処理施設については、ごみ処理の広域化を視野に入れながら、施設の継続性や新たなごみ処理施設の適切な配置等について検討する。」や「ごみ焼却施設に関しては、老朽化等の問題を抱えているため、施設整備を進める。」とされています。

また、「鎌倉市都市マスタープラン」の「部門別方針/循環型のまちづくりの方針」においては、「名越クリーンセンターや今泉クリーンセンターのあり方等、新たなごみ処理体制の確立に向けた都市基盤施設の整備について検討します。」としています。

さらに、第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（令和3年（2021年）6月改定）及び鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年（2020年）8月策定）においては、現在、市内で排出される燃やすごみを焼却処理している名越ごみ焼却場（名越クリーンセンター）について、施設の老朽化に伴い、令和6年度をもって稼働を停止することとしています。

稼働停止後は、同施設を解体し、その跡地に市内で排出された燃やすごみを処理先へ効率的に運搬するためのごみ中継施設を整備し、広域連携により適正に処理を行う計画です。

以上のことから、別途、鎌倉都市計画ごみ焼却場第1号名越ごみ焼却場を廃止し、新たに上記計画に位置付けられた処理施設の整備を図るべく、本案のとおり鎌倉都市計画ごみ処理場第2号名越ごみ処理場を追加するものです。